

第百十二号議案

スタートアップ支援拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について
スタートアップ支援拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように定める
ものとする。

令和元年九月二十日提出

愛知県知事 大村 秀章

スタートアップ支援拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「法」という。）第十八条の規定に基づき、起業を志望する者及び起業から間がない者を支援することにより、イノベーションの創出を促進し、もって地域経済の発展に資するための拠点として名古屋市昭和区に整備する施設（以下「スタートアップ支援拠点」という。）の公共施設等運営権（法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）に係る実施方針（法第五条第一項に規定する実施方針をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（スタートアップ支援拠点運営等業務を実施する民間事業者の選定の手続）

第二条 法第八条第一項の規定によりスタートアップ支援拠点の運営等（法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）の業務（以下「スタートアップ支援拠点運営等業務」という。）を実施する民間事業者として選定されようとする民間事業者は、申請書にスタートアップ支援拠点運営等業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他知事が定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切にスタートアップ支援拠点運営等業務を実施することができるものと認める民間事業者を選定するものとする。

一 業務計画に基づく運営等によりスタートアップ支援拠点における県民の平等な利用の確保が図られること。

二 業務計画の内容がスタートアップ支援拠点の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

三 当該民間事業者が業務計画に基づく運営等を適正かつ確実に行う能力を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める基準

（公共施設等運営権者が行う運営等の基準）

第三条 公共施設等運営権者（法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）

は、次に掲げる基準により、スタートアップ支援拠点運営等業務を実施しなければならない。

一 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実にスタートアップ支援拠点運営等業務を実施すること。

二 スタートアップ支援拠点を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
三 スタートアップ支援拠点運営等業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める基準

(公共施設等運営権者が行う業務の範囲)

第四条 公共施設等運営権者が行う業務の範囲は、施設を利用させることその他のスタートアップ支援拠点運営等業務とする。

(公共施設等運営権者が収受する利用料金)

第五条 スタートアップ支援拠点の利用料金(法第二条第六項に規定する利用料金をいう。)は、公共施設等運営権者が知事と協議して定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、スタートアップ支援拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に關し必要な事項を定めるため必要があるからである。